

令和2年4月21日

各施設保護者 様

南城市保育園園長会

会長 名嘉 紀勝

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

只今、県内での新型コロナウイルス感染症罹患者の増加に伴い小中学校、高等学校が臨時休校となっております。保育所・こども園等については、「保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との中で運営しています。最近のマスク・アルコール消毒などの衛生用品不足の中、園内でできうる限りの感染症対策を講じ、在園児と職員の安全を守ろうと日々努力していますが、感染の収束の見えない中で保育施設においても不安が尽きません。

現状では感染のリスク回避のため、施設に通うお子様でご家庭での保育が可能な世帯では、可能な日には、ご家庭での保育を行う様にと登園自粛を要請しております。南城市におきましても、先日に第32号、第66号の文書をとおり、園児保護者へ家庭保育の協力要請をしているところです。

ひとたび園内で感染者がでてしまうと、社会生活の維持に必要な職業に従事されている方やひとり親家庭の方々のなかでも、保育を必要としている方への保育を行えない状況になります。また、活動している園内から感染が広がれば、園児と家庭のみならず、他の園児および保育従事者、それに連なる家族全体まで拡大し、大規模なクラスターになることや、医療崩壊へと繋がることになりかねないことも考えています。

今一度、保育施設の利用におきましては、現状の仕事の進め方を見直す機会、勤務先への保育所利用の自粛の相談等の検討を強くお願い申し上げます。

保育施設の利用に社会的要請とされている職種とは：

医療・介護や消防、ライフライン（電気・水道・ガス、食料品等の製造販売販売、物流、等）  
市民生活を維持することを目的とする仕事内容。となります。